

県北広域振興局長告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成28年11月29日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字山内第1地割字駒板4番1地先から第3地割字大清水117番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
  - (2) 期間 平成28年11月29日から平成29年1月4日まで